

令和8年3月9日

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
会長 初 芝 勤

入 札 公 示

下記のとおり一般競争入札を行いますので、公示いたします。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年4月開始 自動車賃貸借契約
- (2) 賃貸借物件 別紙仕様書のとおり
- (3) 借入期間 令和8年4月1日(水)から令和13年3月31日(月)まで(60か月)
- (4) 保管場所 千葉市中央区中央4-5-1 きぼ一る駐車場

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和7年度千葉市物品入札参加資格者名簿の大分類「リース」に登録している者であり、過去2年間で2回以上同種同規模以上の契約を履行した実績を有する者であること。
- (2) この公示日から入札執行日までの間において、千葉市から競争参加資格停止の措置を受けていない者であること。

3 問い合わせ先及び各種書式提出先

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 中央区事務所
千葉市中央区中央4-5-1 きぼ一る 15階
電話 043-221-2177
FAX 043-221-6077
E-mail chuou@chiba-shakyo.jp

4 入札説明書の交付

千葉市社会福祉協議会 中央区事務所 (<https://chiba-shakyo.jp/chuo/>) よりダウンロードすること。

5 入札手続等

(1) 関係書式等の入手方法

上記4と同様、千葉市社会福祉協議会 中央区事務所 (<https://chiba-shakyo.jp/chuo/>) よりダウンロードすること。

(2) 入札参加申請書の提出及び確認通知

ア 提出書類

「一般競争入札参加申請書」(指定書式)

※上記2(1)の実績が確認できる書類を添付すること。

イ 提出期間

令和8年3月9日(月)から3月12日(木)午後5時まで ※提出期限必着

ウ 提出方法

上記アの書式を郵送又は持参(郵送による場合は、3月12日(木)午後5時までに書留郵便にて必着とし、持参による場合は、午前9時から午後5時までとする。)

エ 結果の通知

入札参加資格が「有」と確認された者には、令和8年3月13日(金)までに「一般競争入札参加資格確認結果通知書」(以下、「参加資格確認結果通知書」という。)を電子メールで送信する。なお、電子メール受信後は、受信確認メールを送信元へ返信すること。

オ 参加辞退

一般競争入札参加申請書を提出後に入札参加を辞退する場合は、「辞退届」(指定書式)を上記3まで郵送または持参により提出すること。

(3) 仕様書等への質疑

令和8年3月9日(月)から3月11日(水)午後5時までに上記3まで電子メールにより提出すること。なお、質疑及び回答の全てを、参加資格確認結果通知書の交付を受けた者全員に対し、電子メールで通知する。

(4) 入札書の提出

封筒に入札書を入れ封緘し、表に氏名、上記3の宛先を記載するとともに「令和8年4月開始 自動車賃貸借契約 一般競争入札に係る入札書 在中」と朱書きし、封緘する。併せて、参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。なお、代理人により入札する場合は、委任状(指定書式)を同封のうえ提出すること。

郵送による場合は、令和8年3月16日(月)午後5時までに書留郵便にて必着とし、持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月17日(火) 午前10時(非参集型入札)

イ 場所 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 中央区事務所
千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる 15階 ボランティア活動室

(6) 入札方法

すべての経費（登録納車費用、車検費用、定期点検整備費用など）を含めた上で、本会が支払うべき1か月の月払賃借料金で入札に付する。契約期間全体の総価ではないので注意すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札保証金 免除

(8) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 本公示に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

イ 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

ウ 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札

オ 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

6 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

7 再度入札の実施

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、1回とする。

(2) 再度入札には、1回目の入札において入札が無効または未入札となった者は参加できないものとする。

(3) 再度入札の期間及び開札の日時の通知は、1回目の入札において有効な入札をした者に対し、別途通知する。

8 契約に関する事項

契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約手続を行うものとする。

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) この契約は、発注者、受注者双方いずれにもこの契約を終了させる意思がないとき、同一の条件においてリース期間満了の日まで契約を継続させる。

ただし、発注者の各会計予算の当該賃借料が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。

(4) 契約条項については、上記3または(<https://chiba-shakyo.jp/chuo/>)より閲覧できる。

(5) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 受注者は契約時に積算内訳書を提出するものとする。

9 その他の入札に関する事項

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。